

真庭市手話言語施策ロードマップ



★ロードマップの手話言語版（動画）はこちら！



（真庭市手話公式 YouTube チャンネル）

真庭市 手話言語施策ロードマップ

検索



1	ロードマップの位置付け	2
(1)	手話言語施策ロードマップとは？.....	2
(2)	他の計画との関係性.....	2
(3)	ロードマップの対象期間.....	4
2	基本理念	5
3	市で実施する／実施を検討する各取組	6
(1)	ろう者及び手話言語に対する理解並びに手話言語の普及を図るための 施策.....	6
(2)	手話言語による情報取得及び手話を使いやすい環境構築のための施策. 7	
(3)	ろう児の療育に必要な情報の提供及び相談体制の整備に関する施策..	9
(4)	手話言語による意思疎通支援者の養成及び健康の確保に関する施策	10
(5)	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における手話言語による 情報の提供その他のろう者への支援に関する施策.....	11
(6)	旅行その他の目的で、市を訪れたろう者への支援に関する施策.....	12
(7)	その他.....	12
4	ロードマップの点検・評価	13
	用語解説	14

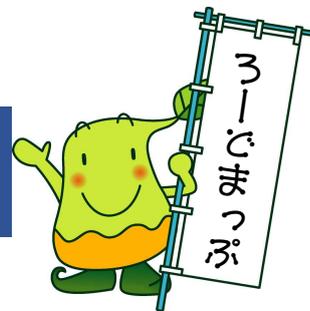
○用語解説について

本文の右上に※印のついている用語については、P14以降の用語解説で説明します。

○「障害」を「障がい」と表記することについて

本ロードマップでは、障がいのある人や支援者の思いを大切に、市民の障がいのある人に対する理解を深めていただくため、法令の名称や固有名称を除き、「害」の漢字を用いないで、ひらがなで表記しました。

1 ロードマップの位置付け



(1) 手話言語施策ロードマップとは？

このロードマップは、真庭市手話言語条例※（以下「条例」といいます。）第8条に基づき、手話が音声言語である日本語と対等の「言語」であるとの認識のもと、真庭市が実施する手話言語に関する施策について、「総合的かつ計画的」に推進するため、市が実施している・実施を検討している施策をまとめたものです。

(2) 他の計画との関係性

このロードマップは、真庭市の最上位計画である「第2次真庭市総合計画」の健康福祉分野に係る施策として掲げられている「ライフスタイルを実現する可能性の進化」の取組との整合を図りながら策定しています。SDGs※の誰一人取り残さない共生社会の実現に向けて、障がいのある人もない人も、相互に尊重し共に生きる地域を実現するため実施すべき取組をまとめています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



また、計画策定に当たっては、福祉関連計画を横断した取組の方向を定めた地域福祉計画を上位計画とし、児童福祉・高齢者福祉等の他計画とも整合を図りながら、各分野との連携・協働※のもとで策定しています。

さらに、真庭市では、各部局が「共生社会※」について共通認識を持ち、様々な分野の関連諸計画との整合性を保ちながら、「分野にとらわれない、共に生きる社会」を計画的に推進するための最上位方針として、「真庭市共生社会推進基本方針」を定めています。このロードマップも、基本方針と整合性を図りながら策定しています。



第2次真庭市総合計画（改訂）

「ライフスタイルを実現する可能性の進化（健康福祉分野）」 の実現を目指すための個別計画

真庭市共生社会推進基本方針

第2次真庭市地域福祉計画

第3次真庭市障がい者計画

真庭市障がい福祉に関する実施計画
(第6期真庭市障がい福祉計画
・第2期障がい児福祉計画)

真庭市手話言語施策ロードマップ

第8期真庭市高齢者保健福祉計画
・介護保険事業計画

第2次まにわ食育・健康づくり計画

真庭市子ども・子育て支援事業計画

その他の分野の個別計画（防災・都市・教育など）

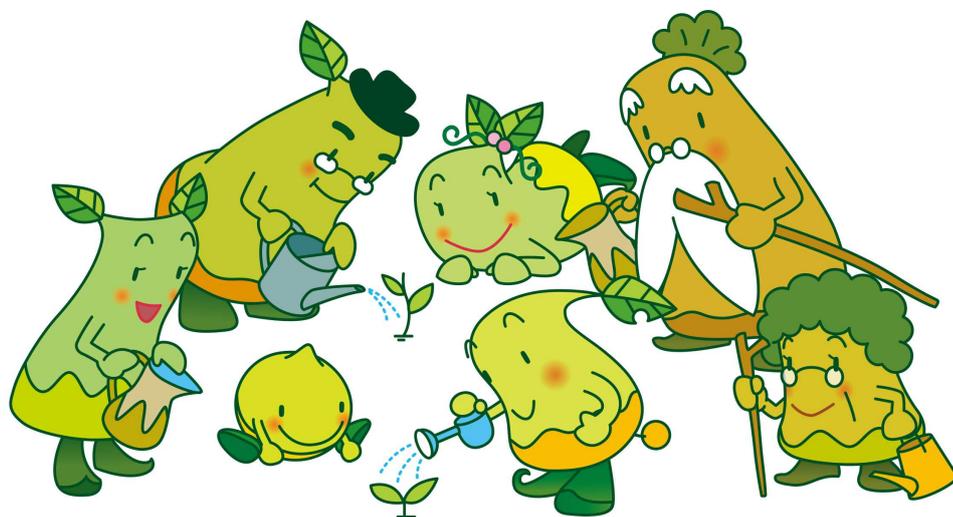
連携・協働

(3) ロードマップの対象期間

このロードマップの期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間です。

ただし、本市を取り巻く社会経済状況の変化や、当事者の方との協議などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うことがあります。

本計画と 主な関連計画	平成30 年度 (2018 年度)	令和元 年度 (2019 年度)	令和2 年度 (2020 年度)	令和3 年度 (2021 年度)	令和4 年度 (2022 年度)	令和5 年度 (2023 年度)
第2次 真庭市総合計画	現行計画（令和6（2024）年度まで）					
第2次 真庭市地域福祉計画	第2次計画					
真庭市 障がい者計画	第3次計画					
真庭市障がい福祉に 関する実施計画	前期計画			現行計画		
真庭市手話言語 施策ロードマップ				New!		



2 基本理念

真庭市は、手話が「言語」である※という認識に基づき、ろう者や手話言語に対する理解をさらに広げ、手話言語を使用できる環境を整え、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

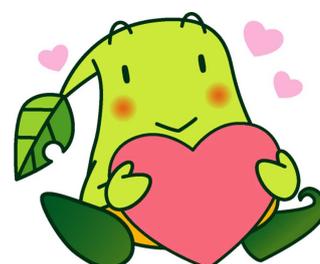
真庭市が手話言語施策を通じて目指す共生社会は、聴者と手話を第一言語とする ろう者※ が、お互いの理解を深め、ろう者が障壁を感じることなく手話を使って生きることができ、それを尊重することができる社会です。この理念を「**手話言語都市・まにわ**～『**手話で生きること**』を互いに尊重できる共生社会～」という形で端的に表現し、真庭市が目指す社会像をまとめました。

なお、「手話言語都市・まにわ」を実現するための施策を、このロードマップに記載していますが、市役所だけでなく、市民、事業者、そして、ろう者を含む当事者※が一体となって取り組むことで初めて、基本理念を実現することができます。ぜひ市民、事業者、当事者の皆様も一緒に参画していただき、共に「手話言語都市・まにわ」を実現しましょう。

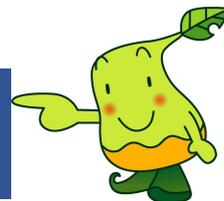
【基本理念】

手話言語都市・まにわ

～ 「手話で生きること」を互いに尊重できる共生社会 ～



3 市で実施する／実施を検討する各取組



手話言語に関する取組として、条例第8条に掲げられた各施策の項目ごとに、以下の取組を実施、または実施を検討します。また、既に実施中の取組についても、可能なものは、関係者間の連携強化や内容の充実などの改善に取り組みます。

(1) ろう者及び手話言語に対する理解並びに手話言語の普及を図るための施策

No.	取組概要	取組の内容	スケジュール
1	手話出前講座の実施	市民、事業者向けの出前講座を実施。1回で自分の名前や簡単な挨拶等の取得を目指す。	令和3年度から実施
2	手話奉仕員※養成講座の実施	入門過程では簡単な手話が理解でき、手話で自己紹介や挨拶ができるレベル、基礎過程では手話文法を学び、特定の聴覚障がい者となら手話で日常会話ができるレベルを目指す。	既に実施中（PRの強化）
3	学校における手話講座の手続の統一化	各小中学校において実施している手話講座の手続を統一化する。	令和3年度に検討開始、令和4年度から実施
4	デフリンピックのPR	パラリンピックのPRのように、デフリンピックのPRも実施する。	令和3年度から実施

5	障がい者アスリートによる心のバリアフリー授業の推進	現在実施中の障がい者アスリートによる心のバリアフリー授業について、聴覚障がいのある選手にも授業をしてもらう。	令和3年度に検討開始、令和4年度から実施
6	保育園・こども園・幼稚園の園児への手話講座の実施	就学前の時期から、手話に親しむことを目的とし、基本的な手話を学ぶ講座を実施する。	令和3年度に検討開始、令和4年度から実施
7	学習機会の提供	市が行う講演会や講座などに、必要に応じて手話通訳・要約筆記 [※] の対応を行う。	既に実施中（拡大）
8	市民への手話言語の普及啓発	真庭いきいきテレビ（MIT）で手話に関する番組（手話に親しむとともに、出前講座や養成講座の告知など）を放送する。	令和3年度から実施

(2) 手話言語による情報取得及び手話を使いやすい環境構築のための施策

No.	取組概要	取組の内容	スケジュール
1	市役所の全窓口におけるコミュニケーション手段の希望確認	希望するコミュニケーション手段（手話・筆談等）や最低限の伝えたい事項を指さして選択できるボードを窓口に準備する。	令和3年度から実施

2	意思疎通支援者 (手話通訳士 ※・手話通訳者※ 等)の派遣	市内に住所を有する聴覚障 がい者等に対し、手話通訳 者又は要約筆記者※・要約筆 記団体の派遣を行う。	既に実施中
3	遠隔手話サービ スの実施	感染症の疑いがある場合や 災害時など、手話通訳者が 同行できない時にタブレッ ト端末等を通じて遠隔手話 サービスを提供する。	令和3年度4月 1日から実施
4	職員向け手話講 座の実施	市職員に対し、窓口対応等 において使用できる簡単な 手話、障がいに関する知識 (補助犬※、盲ろう※など) や配慮を学習する講座を実 施する。	令和3年度から 実施
5	職員向けの手話 講座を一般研修 のうちの専門研 修に位置付け	本庁舎及び振興局の窓口職 員を所属長の選考内申によ り研修生として決定し、職 員向け手話講座の受講を必 須とする。	令和3年度から 実施
6	動画を用いた手 話による情報発 信	YouTube等を活用し、市政 等に関する情報について動 画による情報発信を行う。	令和3年度から 実施
7	相談機会の提供	手話通訳者や聴覚障がいの ある人の参加する団体と連 携し、生活相談等を利用し たい人への相談対応、利用 普及を行う。	既に実施中

8	利用しやすい「まにわくん」の環境づくり	コミュニティバスを利用しやすい環境整備、医療や福祉機関等へのアクセスの利便性等、誰もが安全・安心に移動できる公共交通について、検討・改善する。	既に実施中（拡大）
----------	---------------------	---	-----------

(3) ろう児の療育に必要な情報の提供及び相談体制の整備に関する施策

No.	取組概要	取組の内容	スケジュール
1	新生児聴覚検査事業	妊娠届出時に検査について説明し、赤ちゃん訪問時に検査の実施状況と結果を把握。要再検査、要医療児については保健師による個別支援を実施する。	既に実施中（連携充実）
2	乳幼児健康診査事業	1歳6か月児健診、3歳児健診において「耳の聞こえのアンケート」を実施。また、問診票の「ことば」「目と耳」の項目において確認。必要時、保健師による個別支援を実施する。	既に実施中（連携充実）
3	岡山かなりや学園巡回相談事業（県事業）を受けて実施	聴覚障がい児の早期発見のために、岡山かなりや学園に依頼し、年1回実施している。必要時、保健師による個別支援を実施する。	既に実施中（連携充実）

(4) 手話言語による意思疎通支援者の養成及び健康の確保に関する施策

No.	取組概要	取組の内容	スケジュール
1	手話通訳者育成のための研修受講支援	手話通訳者養成講座の受講や全国統一試験の受講をする者に対して、受講料、教材費、交通費を支給する。	既に実施中（PRの強化）
2	手話通訳者を育成する講師の育成支援	手話通訳者を養成するための講師を育成するため、専門的な研修の受講等を支援する。	令和3年度から検討を開始し令和5年度から実施
3	手話通訳を行う者の特殊な健康診断への助成	意思疎通支援事業の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障がい※、メンタルストレスに起因する疾病等の健康障がいを予防するため、頸肩腕障がいに関する健康診断を実施する。	既に実施中
(再掲) (1) 2	手話奉仕員養成講座の実施	入門過程では簡単な手話が理解でき、手話で自己紹介や挨拶ができるレベル、基礎過程では手話文法を学び、特定の聴覚障がい者となら手話で日常会話ができるレベルを目指す。	既に実施中（PRの強化）

**(5) 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における
手話言語による情報の提供その他のろう者への支援に関
する施策**

No.	取組概要	取組の内容	スケジュール
1	障がい者等の防 災訓練の実施	要配慮者を対象に作成され た「私の避難プラン」を活 用した防災訓練を自主防災 組織等に依頼し実施する。	令和3年度に検討 を開始し令和4年 度から実施
2	災害時の情報伝 達	普段より簡単で、わかりや すい日本語での情報発信を 行う。「やさしい日本語」 の活用。	令和3年度に検討 を開始し令和4年 度から実施
3	火災や救急など 緊急時のコミュ ニケーションツ ールの作成	緊急車両（消防車・救急車 等）へ、わかりやすい文字 とイラストを描いた「意思 疎通カード」を積載する。	既に実施中（改 善）
4	FAX119 ネット119	ろう者が火災や病気・けが などの緊急時に、正確に 119番通報ができるシス テムを作る。	既に実施中
再掲 (2)3	遠隔手話サービ スの実施	感染症の疑いがある場合や 災害時など、手話通訳者が 同行できないときに、タブ レット端末等を通じて遠隔 手話サービスを提供する。	令和3年度4月1 日から実施

(6) 旅行その他の目的で、市を訪れたろう者への支援に関する施策

No.	取組概要	取組の内容	スケジュール
1	観光施設のスタッフへのコミュニケーション円滑化	手話言語が使用できない観光事業者向けに、コミュニケーションボードや電子メモパッド等のツールでのろう者への対応が円滑にできるようにツールの普及啓発や事業者への理解を深めるセミナーを行う。	令和3年度から実施
(再掲) (1) 1	手話出前講座の実施	市民、事業者向けの出前講座を実施。1回で自分の名前や簡単な挨拶等の取得を目指す。	令和3年度から実施

(7) その他

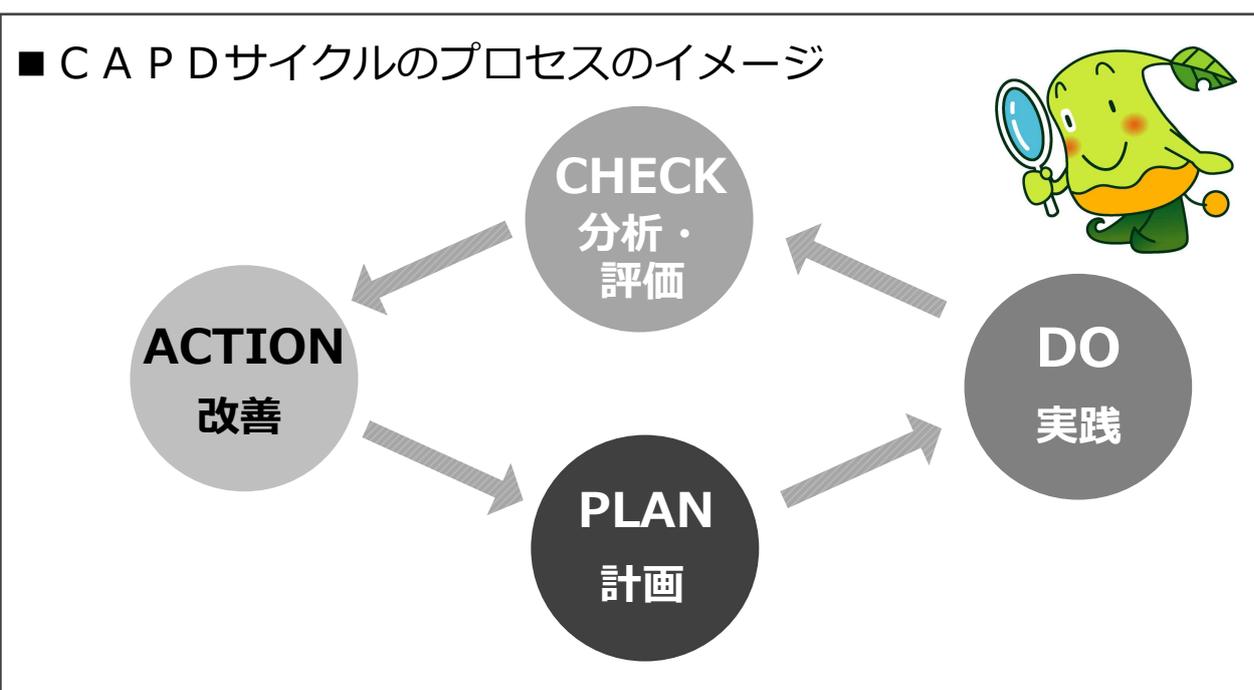
No.	取組概要	取組の内容	スケジュール
1	地域言語としての手話言語のアーカイブ※化	地域によって独自性のある手話表現の文化を保全するため、動画保存を通じ、真庭地域における手話言語のアーカイブ化を行う。	令和3年度に検討を開始し令和4年度から実施

4 ロードマップの点検・評価

このロードマップに沿って取組を進めるためには、各取組の管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、はじめに現状分析と評価（Check）を行い、現行施策の見直し改善（Action）を図り、目標を定め具体的な事業を立案（Plan）し、実践（Do）する、「CAPDサイクル」体制により、有効性・効率性の高い施策実施を目指します。

特に、各取組を具体的に進めるためには、当事者の意見を聴き、反映できるか検討する視点が大切です。そのため、真庭市手話言語条例第9条に定めた「協議の場」を活用し、丁寧に意見交換を行います。

また、計画の達成状況の点検及び評価等の進行管理にあたっては、真庭市共生社会推進本部のほか、保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する「真庭地域自立支援協議会」を活用し、計画を点検及び評価する役割を担います。



用語解説



A～Z

- SDG s エス・ディー・ジーズ (Sustainable Development Goals) 【P2】
2015年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDG s) が採択され、先進国を含む国際社会全体の開発目標として2030年を期限とする包括的な17の目標を設定し、成長・雇用、クリーンエネルギー、循環型社会、温暖化対策、生物多様性の保全、女性の活躍など、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされた。

あ行

- アーカイブ 【P12】
現代の文化資源をデジタル化するなどして記録・保管し、学習への活用や次世代への継承を図ること。手話表現は、日本語の「方言」と同様に地域によって違いがあるが、文章では残らないため、今日の姿を体系的に映像で記録することで、真庭地域における手話言語の文化を継承していく必要がある。

か行

- 共生社会 【P3】
これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。
- 協働 【P3】
複数の主体が、対等な立場で何らかの目標を共有し、共に力を合わせて活動すること。

■ 頸肩腕（けいけんわん）障がい【P10】

手指や腕、肩、頸部（首）の筋肉や関節などに痛みを生じ、進行するとものが持てなくなったり腕が動かさなくなったりする障がい。手話通訳は、話し言葉のスピードに合わせて高速で手指や腕を動かすこと、口の動きや表情と手指や腕の動きを近づけるために胸の高さで長時間固定すること、人からじっと見られることによるストレス等により、頸肩腕障がいになりやすく、職業病とされる。

さ行

■ 「手話が『言語』である」【P5】

手話は単なるジェスチャーではなく、「言語」であるということ。手話は決して「音声言語の日本語を手の形で表現している」のではなく、手話そのものが「音声言語である日本語とは異なる独自の文法を持つ言語」とであるとされている。例えば、ろう者が使う日本手話には、「てにをは」のような助詞がないなどの特徴があり、表情や視線、体の動きを手型と一緒に用いることで、文法的な意味や、「とても」「少し」といった副詞の意味を付け加えている。このため、手の形だけでなく、表情や視線、体の動きもセットとなって「言語」を構成している。

■ 手話通訳士【P8】

手話通訳者のうち、厚生労働省が委託して実施している手話通訳技能認定試験に合格し、聴覚障害者情報文化センターに登録している人。通常の手話通訳者としての活動に加えて、政見放送や裁判など、手話通訳士の資格がある人だけが通訳の仕事ができる場合が存在する。

■ 手話通訳者【P8】

聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人のコミュニケーションを、手話を用いて通訳を行う人。一定の技術が必要であり、都道府県が認定した民間機関が実施する手話通訳全国統一試験に合格し、都道府県の認定を受けた人。

■手話奉仕員【P6】

市が主催する手話奉仕員養成講座を修了した人。自分の話す簡単な会話を手話で表すことができる人。入門過程と基礎過程の修了が必要。

た行

■当事者【P5】

真庭市手話言語条例では、「ろう者及び意思疎通支援者その他のろう者に対する支援を行う者」を「当事者」と定義し、ろう者本人だけでなく、ろう者を普段から支援している手話通訳者や周囲の人も含む広い概念と捉えている。

は行

■補助犬【P8】

補助犬とは、「視覚障がいのある人が街なかを安全に歩けるようにサポートする盲導犬」、「肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートする介助犬」、「聴覚障がいのある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導する聴導犬」をいう。

ま行

■真庭市手話言語条例【P2】

令和3年4月1日から施行した条例。手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者や手話言語に対する理解の促進・手話言語の普及・手話言語を使いやすい環境の構築に関する基本理念を定め、市の責務や市民、当事者、事業者の役割、市が推進する施策について規定している。

★条例本文や解説、手話言語版（動画）はこちら！



真庭市手話言語条例

検索



■ 盲ろう【P8】

目（視覚）と耳（聴覚）の両方に障がいを併せ持っていること。なお、見えにくさ、聞こえにくさによって、以下のような分類がある。

	聞こえない	聞こえにくい
見えない	全盲ろう	全盲難聴
見えにくい	弱視ろう	弱視難聴

や行

■ 要約筆記【P7】

難聴や聴覚障がいのある人で手話の分からない人のために手書きやパソコンなどの文字でコミュニケーションの支援を行うこと。単に音声を文字化するのではなく、話の内容をその場で要約し、筆記する。

■ 要約筆記者【P8】

難聴や聴覚障がいのある人で手話の分からない人のために手書きやパソコンなどの文字でコミュニケーションの支援を行う人。一定の技術が必要であり、全国統一要約筆記試験に合格し、都道府県の認定を受けた人。

■ 要約筆記奉仕員

市が主催する要約筆記奉仕員養成講座を修了した人。

ら行

■ ろう者【P5】

聴覚障がいのある人のうち、手話を言語として日常生活や社会生活を営む人。主に生まれながらにして耳が聞こえなかったり、乳幼児期の病気等により、音声言語の日本語を獲得する前に障がいを持つことになったりしたことで、手話を第一言語として取得した人を指すことが多い。

なお、聴覚障がいのある人の中には、音声言語を習得後に聴力に障がいが生じた「中途失聴者」や、音声言語の習得前に聴力に障がいが生じたが、その程度がろう者と比較すると軽度である「難聴者」などがあり、それぞれに第一言語やコミュニケーション手段が異なる。